

委員会提出議案

地方自治法の一部改正に伴う「西条市議会会議規則の一部を改正する規則案」と「西条市議会委員会条例の一部を改正する条例案」が議会運営委員会から提案され、原案可決された後、所要の改正が行われました。

請願

12月定例会における請願の審査状況は、次のとおりです。

【不採択】

・安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願

【審議未了】

・原発をなくし、再生可能な自然エネルギーへの転換を求める請願

【継続審査】

・中小業者の家族専従者の人権保障のため、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願
・MV-22オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練の中止を求める意見書採択についての請願

議員提出議案

12月定例会最終日に、議員15名から次の決議案が提出され、原案可決されました。

西条市長青野 勝君に対する不信任決議

西条市長青野 勝君は、平成24年11月18日執行の西条市長選挙に立候補し、「進行中の市庁舎の増設は、合併に際し、2市2町で締結した合併後の新市庁舎建設についての協定事項が守られていないので、当選後は直ちに中断を要請したい」と強く市民に訴えられた。

選挙運動期間中は、自らの信念ともいふべきこの考えをいささかもぶれることなく一貫して訴え続け、多くの市民の支持を得て当選された。また、当選翌日の11月19日には、自身の選挙事務所にて記者会見を行い、「市庁舎増設工事の即時中断を要請する」と言明されたが、進行中の工事は、請負業者の自主的判断によって停止となった。その後、議会には何の前ぶれもなく、11月29日付けで新館整備事業の一時中止についてと題する1枚のファクス文書が西条市建設部施設管理局から送られてきた。内容は、「10月下旬から建設工事に着手していたが、新市長から市民への説明会を開催し、意見を聴いて判断する方針が打ち出された。よって、平成24年11月28日から平成25年1月25日までの59日間、工事を一時中断する」との通知である。これにより、請負業者の自主的判断による工事の停止は、11月28日以降は市長の命令に基づく中止となり、以後は市民の意見を聴いて対処するものと我々は理解した。

ところが、市長は、12月11日開会の平成24年西条市議会第6回12月定例会冒頭の招集挨拶の中で所信表明を行い、中止した工事の即時再開を表明された。あまりにも唐突な所信の披露には、ただただ哑然、呆然とするばかりである。現在、これに驚いた市民はもとより、関係各方面のかたがたは、我々市議会の対応や如何にと息を潜め、固唾を飲んで見守っている。

従って、これまで我々は、開会中の定例会の本会議や委員会において、市長に質すことは質し、釈明答弁も伺ってきたが、到底理解、納得、了承できるものではなかった。また、市民の負託を受けた我々に対して何の意見も聴かず、一連の対応を独断で行った市長の行為は、議会として認め難いものである。更には、既に着手済みの(仮称)西条道の駅整備事業の突然の中止発言も同様である。

市長と議員は、いずれも市民の熱い思いと大きな期待を背負って選ばれている。地方自治の根幹をなす二元代表制における市長と議会の関係は、車の両輪に例えられるとおり、互いに抑制と均衡を図りながら、共に市政を運営しなければならない。これは、市長と議員に課せられた使命である。市長のこれまでの姿勢や言動、そして議会軽視は、看過できるものではない。

以上、ここに議決をもって、市長の不信任を表明するものである。

選挙管理委員及び同補充員の選挙

任期満了に伴う選挙管理委員及び同補充員の選挙が行われ、選挙の結果、指名推選によって次のかたがたがそれぞれ当選されました。

●選挙管理委員

塩出保允氏

四之宮裕隆氏

別宮義勝氏

明比和子氏

●同補充員

徳永米子氏

一色和成氏

植木基司氏

鈴木通敬氏

公平委員会委員の任命

公平委員会委員に、

村上和也氏

を任命することに同意しました。

西条市壬生川財産区管理委員の任命

西条市壬生川財産区管理委員

に、

矢野 勝氏

を任命することに同意しました。

首長不信任決議について

議会一ロメオ

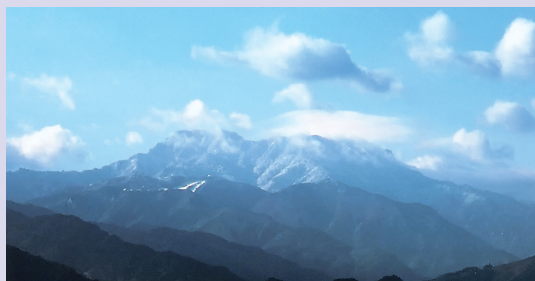
地方自治体の議会には、地方自治法により普通地方公共団体の長に対する不信任決議が認められています。

不信任決議は、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上が出席する都道府県または市町村の議会の本会議において4分の3以上の賛成により成立します。

不信任決議を受けた首長は、10日以内に議会を解散することができません。解散しなければ10日が経過した時点で失職します。

編集後記

大寒を迎え、まさしく寒さは今が極みの感がいたします。皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます。



西条市明屋敷164番地
西条市議会事務局
TEL 0897-5211261

西条市議会解散

1月17日、地方自治法第178条第1項の規定により、西条市議会は解散されました。